

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成29年1月12日(2017.1.12)

【公表番号】特表2016-503369(P2016-503369A)

【公表日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-008

【出願番号】特願2015-542734(P2015-542734)

【国際特許分類】

B 6 5 D 17/44 (2006.01)

B 6 5 D 51/22 (2006.01)

B 6 5 D 47/42 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 17/44

B 6 5 D 51/22

B 6 5 D 47/42 C

【手続補正書】

【提出日】平成28年11月8日(2016.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体物質を保管および分注するように構成された単回使用容器であつて、

a) 前記液体物質を保管する保管用コンパートメントが画定され、ネック部を備える容器本体部であつて、前記ネック部は、その内部に配置され、前記保管用コンパートメント内に保管中の液体物質を密閉するシール部を含むものである、前記容器本体部と、

b) 陥凹部が画定されたキャップ部であつて、前記ネック部と係合するように構成されており、かつ前記シール部を突刺するための構造体と、当該構造体を貫通して前記陥凹部に至る通路とを含むものである、前記キャップ部と、

c) 前記陥凹部内に配置されるアプリケータと
を有し、

前記アプリケータと前記陥凹部により前記通路の一端部と当該アプリケータとの間にチャンバが画定され、それにより、液体が前記通路から当該チャンバに流入することが可能となるものであり、

前記チャンバは、当該単回使用容器が直立状態にあるとき水平面において測定される所定の周囲長を有し、当該周囲長は、当該単回使用容器が直立状態にあるとき水平面において測定される前記通路の周囲長よりも大きいものであり、それにより、前記通路から前記チャンバに流入する液体を押し広げることが可能となることを特徴とする、

単回使用容器。

【請求項2】

請求項1記載の単回使用容器において、前記ネック部および前記キャップ部は螺合するねじ山部を有する係合構造部を含むものである単回使用容器。

【請求項3】

請求項1記載の単回使用容器において、前記容器本体部は前記保管用コンパートメントに圧力をかけて変形させるのに十分な可撓性を有し、それにより、前記保管されている液体物質に圧力をかけると前記通路および前記アプリケータを通して前記液体物質が分注さ

れるものである単回使用容器。

【請求項 4】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記容器本体部 100 は、成形同時充填 (b10w-f11-s1eal) 工程により作製されるものである単回使用容器。

【請求項 5】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記突刺するための構造体は、前記シール部を突刺した後前記シール部に嵌着されるように構成され、当該構造体と前記シール部との間の加圧された液体物質の流れを実質的に阻止するものである単回使用容器。

【請求項 6】

請求項 5 記載の単回使用容器において、前記突刺するための構造体は、その突刺用端部において前記シール部に嵌着されるようにテーパ形状である単回使用容器。

【請求項 7】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記通路は、前記突刺するための構造体の中心軸からオフセットされているものである単回使用容器。

【請求項 8】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記アプリケータは、発泡体パッド、スポンジ、織物、不織布、およびフェルトからなる群から選択される材料を有するものである単回使用容器。

【請求項 9】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記アプリケータの密度は、1.5~3.0 ポンド / 立方フィート の範囲内、1.6~2.5 ポンド / 立方フィート の範囲内、または、1.76~2.30 ポンド / 立方フィート の範囲内である単回使用容器。

【請求項 10】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記アプリケータの気孔数 (porosity) は、60~120 ppi の範囲内、70~110 ppi の範囲内、または、80~100 ppi の範囲内である単回使用容器。

【請求項 11】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記アプリケータの密度は 1.76~2.30 ポンド / 立方フィート の範囲内であり、かつ前記アプリケータの気孔数は 90 ppi である単回使用容器。

【請求項 12】

請求項 1 記載の単回使用容器において、前記通路の出口は前記突刺するための構造体の突刺用先端部に近接して配置され、それにより、前記突刺するための構造体が前記シール部を突刺した後に前記通路の前記出口は前記シール部の内部に配置され、前記容器本体部の前記コンパートメントと流体連通することが確実となるものである単回使用容器。

【請求項 13】

請求項 12 記載の単回使用容器において、前記通路の前記出口は前記突刺するための構造体のテーパ形状部分に設けられるものである単回使用容器。

【請求項 14】

請求項 12 記載の単回使用容器において、さらに、

前記キャップ部が前記ネック部上に配置されることを確実にする係止部を有し、それにより、前記突刺するための構造体が前記シール部を突刺した後に前記通路の前記出口は前記シール部の内部に配置され、前記容器本体部の前記コンパートメントと流体連通するものである単回使用容器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

したがって、高粘度物質および低粘度物質の両方を分注することができ、かつ分注される液体物質を単純に均等に押し広げるのを容易にする、十分に多機能な単回使用容器に対する必要がまだある。

この出願の発明に関する先行技術文献情報としては、以下のものがある（国際出願日以降国際段階で引用された文献及び他国に国内移行した際に引用された文献を含む）。

（先行技術文献）

（特許文献）

（特許文献1）米国特許出願公開第2004/0074925号明細書

（特許文献2）米国特許出願公開第2006/0163190号明細書

（特許文献3）米国特許出願公開第2011/0297703号明細書

（特許文献4）米国特許出願公開第2006/0037972号明細書

（特許文献5）米国特許出願公開第2002/0190087号明細書

（特許文献6）米国特許第5,042,690号明細書

（特許文献7）中国特許出願公開第101723124号明細書

（非特許文献）

（非特許文献1）English Translation of Chinese
Office Action; Mailed 2016-04-19 for C
N Application No. CN201380060926.3